

所得及び世帯に関する証明書一覧表

* 下表の中から、該当する証明書を提出してください。

* データ提出の際、収入証明書が複数枚ある場合は
父：確定申告書、母：源泉徴収票 等の順番に並べて、1つのファイルにまとめてください。

○ 所得に関する書類・・・父・母両方(又は父母に代わり家計を支持する者)の分を提出。

区分	必要書類	発行場所
全員が提出する書類	父・母両方(又は父母に代わり家計を支持する者)の 令和7年度(令和6年分)の所得課税証明書(※) *「市民税・県民税・特別徴収額の決定通知書」の提出は不可	市区町村
① 給与所得者 (パート・アルバイト 含む)	・令和6年分源泉徴収票(※)	勤務先
令和6年1月2日以降に就職・転職・雇用形態が変わった者	・最近3ヶ月分の給与明細書及び賞与の有無 ・申請する月から就職・転職する場合は、年収見込証明書	勤務先
② 給与以外の所得がある者 ・事業 ・不動産 ・利子・配当 ・個人年金 ・雑所得 ・株式譲渡 など	・令和6年分の確定申告書(第一表・第二表・第三表)(※) ・令和6年1月2日以降に新規事業を始めた者 ・事業開始予定者 ・所得(見込)証明書(様式自由、事業主の署名・押印必要) ※起業から1年間分の所得の見込みを記入すること	所得者本人 事業主本人
③ 無職(専業主婦等)	所得課税証明書(非課税証明書)	市区町村
④ 無職 *現在無職だが、所得証明書には、有職時の 年収記載がある場合	以下2点を提出 ・【様式4】無職の申立書 ・雇用保険受給資格者証の第1面、離職票や辞令等退職を示せる書類	・【様式4】 ・ハローワーク 退職した会社等
⑤ 公的年金(遺族・障害・企業など)・恩給受給者	・最新の年金改定通知書、年金証書、年金支払通知書など1年分がわかるもの	日本年金機構、 共済組合
⑥ 傷病手当金・育児休業手当受給者	・支給決定通知書など支給額が分かるもの	加入する保険組合等
⑦ 児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者 (高校生以下がいるひとり親世帯) *児童手当については提出不要	・児童扶養手当証書など支給額が分かるもの	市区町村
⑧ 生活保護受給世帯	・生活保護受給証明書など申請時点で生活保護を受給していることとその直近1年の扶助額が分かるもの	市区町村
⑨ 転作奨励金等の交付ある世帯	・転作奨励金交付証明書	市区町村
⑩ 親戚等の援助(養育費含む)のある世帯	・受給についての申立書(様式自由、署名・押印必要)	受給者本人

※ 令和7年度(令和6年分)の所得証明書(市区町村発行)は令和7年5月頃(自治体によって異なる)発行可能になります。
申請が発行可能日以前の場合は「令和6年度(令和5年分)の所得証明書」を提出してください。
「令和6年分源泉徴収票」は令和6年12月頃勤務先で発行可能となります。
「令和6年分確定申告書」は令和7年2月中旬-3月中旬に発行可能となります。
各種奨学金の申請時点の最新版の提出が必要です。

○ 特別控除関係・・・父母等の扶養下にいる家族で以下に該当する場合

区分	必要書類	発行場所
① 障害者、 原爆被爆者で各種手当受給者、 要介護者(要介護1以上) がいる場合	・身体障害者手帳、養育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ・各種手当証書 ・介護保険被保険者証 ※申請中の場合は医師の診断書	所轄管庁 病院
② 6ヶ月以上の長期療養中の者がいて、当該者の1年間の療養費が10万円以上となる場合	【様式6】長期療養者に係る療養費証明書を提出 ※要件の詳細は様式6の記入例を参照 医療機関で【様式6】に証明が取れない場合については下記を提出 ① 診断書…6か月以上の療養が必要であることが明記されている最近の日付のもの ② 最近1年以内の診療費の支払額が分かる領収書…時系列に並べてください ③ 補てん金額が分かる証明書…民間の医療保険や高額療養費制度等により補てんされる金額がある場合のみ	・【様式6】 病院、施設、薬局等
③ 申請1年以内に地震・火災・風水害等にあった場合	① 被(雇)災証明書 ② 被災証明書など被害金額がわかるもの ③ 所得税の雑損控除を受けている場合はその額がわかるもの ④ 損害保険金等の支払い金額がわかるもの	市区町村 保険会社等